

離婚届

日本人同士がイタリアの国法により裁判所離婚する場合

令和〇年〇月〇日届出

在ミラノ日本国

大使館
総領事

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知
------	------	------	-----	----	-----	----

(1)	(よみかた) 氏名 生年月日	夫 やまもと たかし 氏名 山本 崇 19 88 年 3 月 7 日	妻 やまもと はるこ 氏名 山本 春子 平成 4 年 12 月 9 日
(2)	住所	イタリア共和国ピエモンテ州トリノ県ポンテ市 マツイーニ大通り5番地 世帯主の氏名 山本 崇	イタリア共和国ロンバルディア州ミラノ県ミラノ市 ラルガ通り1番地 世帯主の氏名 山本 春子
(2)	本籍 (夫または妻が外国人のときはその国籍)	香川県高松市山の上町3丁目29 筆頭者の氏名 山本 崇	番地番 3 (<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻)の国籍
(3)	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	夫の父 山本 太郎 母 花子 養父 養母	続き柄 長男 続き柄 養子 妻の父 北野 昭夫 母 弓子 養父 養母
(4)	離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定	<input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input checked="" type="checkbox"/> 判決 20 24 年 4 月 2 日確定
(5)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	番地番 筆頭者の氏名
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子
(6)	同居の期間	(同居を始めたとき) 平成 25 年 7 月から	(別居したとき) 令和 4 年 10 月まで
(8)	別居する前の住所	イタリア共和国ピエモンテ州トリノ県ポンテ市マツイーニ大通り5	番地番 号
(9)	別居する前の世帯の主な仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10)	夫婦の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業	妻の職業
その他	2023年12月8日 イタリア共和国ミラノ市民刑事裁判所にて離婚判決、 2024年4月2日離婚確定。同判決謄本、婚姻登録台帳(離婚判決記載あり)を添付する。		
	届出人署名 (※押印は任意)	夫 山本 崇 印	妻 山本 春子

事件簿番号

(届出人の連絡先及び電話番号 +39-338-2222111 harukoyamamoto@gmail.com)

